

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年7月27日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	東広島市立龍王小学校仮設校舎賃貸借
(2) 物品・委託役務管理番号	18040049
(3) 物品委託役務内容	東広島市立龍王小学校に仮設校舎を設置し、5年間の賃貸借を行うもの。
(4) 納入・履行期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市西条町寺家 5415-6（龍王小学校敷地内）
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	契約条項
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ>仮設校舎
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年7月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年7月27日～ 令和4年8月18日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年7月27日～ 令和4年8月3日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 学校教育部 教育総務課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館3階） 電話番号 082-420-0974 /ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年8月8日～ 令和4年8月18日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年8月16日～ 令和4年8月17日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年8月18日 午前11時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島市立龍王小学校仮設校舎賃貸借 仕様書

- 1 目的 本賃貸借は、龍王小学校の児童数が増加し教室数が不足するため、仮設教室を設置することで、安全で良好な教育環境を確保することを目的とするものである。
賃貸人は、賃借人が賃貸人に貸付（別途契約するもの）を予定する「3 設置場所」の土地に、「10 賃貸借物件」とおりの物件（以下「賃貸借物件」という。）を設置及び納入のうえ賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。
賃借人は、賃貸借物件の龍王小学校の普通教室の用途に使用するものとする。
- 2 概要
 - ① 仮設校舎及び既存校舎への渡り廊下の設置
 - ② 既存遊具の移設
 - ③ 各法令に基づく諸官庁等への各種申請手続き
 - ④ 仮設校舎及び仮設校舎内の各部屋・箇所へ設置する備品の賃貸借
 - ⑤ 賃貸借物件の解体・撤去
- 3 設置場所 東広島市西条町寺家5415-6
(龍王小学校敷地内 参考：別紙 配置図)
- 4 設置期限 令和5年3月24日まで
- 5 引渡し期限 令和5年3月31日まで
- 6 賃貸借期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（60か月）
- 7 解体・撤去期間 令和10年4月1日から令和10年5月31日まで（2か月）
- 8 支払方法 第1回目の賃借料は、賃借人の検査に合格後、賃借人に請求するものとし、第2回目以降は前月分までの賃借料を翌月から請求するものとする。
ただし、支出割合は「別紙1 賃借料支出割合表」とおりとする。
- 9 その他
 - (1) 賃貸人は、建築基準法及び消防法等に基づく申請書類の作成や手続き等を行うこと。なお、書類の作成や手続きに必要な手数料は賃貸人が負担するものとする。
 - (2) 賃貸人は、地盤調査及び現況調査を契約締結後速やかに行い、賃借人に提出・報告した上で設計等に取り掛かること。調査に係る費用は賃貸人が負担するものとする。
地耐力は30kN/m²を見込むが、詳細については施行前に調査を行い、地耐力を確認の上、必要に応じて地盤改良を行うこと。なお、地盤改良を行う場合、その費用については別途とする。
 - (3) 仮設校舎（設備を含む。）の構造・仕様は、法令に適合するものとするため、入札価格の積算にあたり、詳細な現地調査を実施すること。なお、現地調査の日時は、事前に発注担当課に連絡し、現地との調整のうえ、決定するものとする。
 - (4) 本仕様の特記無き事項はメーカー仕様による。また、本仕様書に基づき賃貸人が設計を行い、必要に応じて製作・加工し、賃借人の承認を得て施工すること。なお、仕様書に示されている性能等を証明する資料を賃借人に提出し、承諾を得て施工すること。
 - (5) 関係法令順守のため、既設校舎の改造が必要となる部分がある場合は、その内容について賃借人と協議の上、賃貸人が改修するものとする。なお、改修にかかる費用は賃借人の負担とする。
また、仮設校舎底地の既設の埋設配管については、賃借人の負担により補強、経路変更等必要な措置を取ること。費用については、別途協議とする。
 - (6) 賃貸借物件の設置にかかる光熱水費は、賃貸人の負担とする。
 - (7) 賃貸人は、賃貸借期間中、賃貸借物件に対し、受取人を賃貸人とする火災保険に加入すること。
なお、費用は賃借料に含む。

- (8) 賃貸人は、賃貸借期間において賃貸借建物の正常な機能を保持するため年1回の定期保守点検を実施し、必要に応じ点検、修理及び調整等を行うこと。また、緊急に保守又は修理を要する場合には、速やかに技術者を派遣し、修理・調整等を行い、正常な状態で使用できるようにすること。また、キューピクルの保守点検、消防点検費は別途とする。
- (9) 本件に伴う建築および備品・設備設置に係る廃棄物処理に関しての費用はすべて賃借料に含まれる。
- (10) 建築士法に基づく重要事項説明を行い、賃貸借物件の引渡し時に建築士法の規定による工事監理報告書を提出すること。
- (11) 湿気対策及びたわみ防止のためデッキプレート $t=1.6$ (EZ50) + 根太(40*30) + 針葉樹合板 $t=12$ 又は、防湿コンクリート $t=100$ (ワイヤーメッシュ 6ϕ 200×200) + 根太(40*30) + 針葉樹合板 $t=12\text{mm}$ を敷くこと。
中廊下と普通教室の間のサッシ枠については、児童の躓き防止のため浮き出ないように、フラットレール(新品)とする。
- (12) 計画敷地内において、既存不適格及び違反建築物となる建築物や工作物があった場合は、別途協議とし、必要な提出書類の作成や手続きを行うこと。尚、必要な提出書類の作成や手続き等の費用は賃貸人の負担とする。
- (13) 仮設校舎及び渡り廊下設置後は、はつりをした箇所について、現状復旧(砕石+アスファルト又は砕石+コンクリート等)すること。
- (14) 仮設校舎の解体撤去後は、設置前の状態に復旧すること。アスファルト舗装及び駐車ライン、車止めを設置すること。
アスファルト舗装については路盤 $t=100$, 表層 $t=50$ とする。
- (15) 外壁パネル、サッシ(内部のみ)、空調機器、衛生器具(小便器や大便器、手洗い等)、渡り廊下については、品質確保のため新品指定とする。また出荷証明書の提出を行うこと。
- (16) 災害時の避難施設として、既存校舎と同様にするため仮設校舎の重要度係数は 1.25 とする。
- (17) 建設予定地周囲の地中に分水室及び操作室があるため注意して配置検討すること。また、既存スロープ及び廊下付近には、耐震貯水槽があるため、注意して配置検討をすること。いずれも詳細は現地確認によるものとする。
- (18) 既存スロープ上に屋根を設ける際、既存階段に柱を設置する場合は、注意して施工すること。詳細は現地確認によるものとする。また、渡り廊下基礎設置のためにはつりをした箇所については、現状復旧(タイル張り等)すること。
- (19) 建設予定地に雨水側溝があるため、適切に撤去すると共に建物東側及び南側に側溝及びグレーチングを設けること。
- (20) グラウンド側に防球ネットを設けること。
- (21) 渡り廊下については、着工 50 日前までに仕様書及び配置計画を本市に提出し承諾を得ること。仮設校舎については着工 30 日前までに承諾函(電気、給排水、空調の設備図面含む)を提出し承諾を得ること。
- (22) 氷点下になった場合、凍結による配管等の破裂により、衛生器具からの水漏れが予見されるため、衛生器具(小便器や大便器、手洗い等)については、凍結防止対策として給水管等の露出部分のもとより、床下・天井・室内配管においても保温材を巻くこと。また、配管材は耐圧・耐衝撃性の資材を使用すること。
- (23) 既存校舎との間には渡り廊下を設置すること。天井高 2.5M 程度とすること。
- (24) 渡り廊下については、品番指定は無いものとする。但し、片持ち屋根とし、生徒の動線確保及び配膳ワゴンの通路確保に努めること。既存スロープ部は屋根で覆うようにすること。

10 賃貸借物件 ※仕様については、下表及び「別紙 参考図」と同等以上とする。

(1) 建物概要

項目	内容
主体構造	軽量鉄骨造 平屋
建物寸法	建築面積：約 595 m ² 延床面積：約 595 m ² (1F：17.3m×34.2m) 室内天井高さ：2.7m以上
設計条件	以下の値による構造計算を満足する仕様とすること。 ・地耐力／30KN/m ² 長期（仮定値） ・垂直積雪量／30cm ・床荷重／通常 2300N/m ² ・重要度係数 1.25
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎 (リユース基礎は不可)
渡り廊下 1 (渡廊下新設)	既存校舎と仮設校舎間の動線が確保できるよう、片持ち屋根を設置すること。 床仕様は、土間コンクリート仕上げ t=100(ワイヤーメッシュ 6Φ200×200)とし木製仕様は不可とする。 尚、柱・屋根についてリース品及び木製の渡り廊下は不可とし、片持ち屋根とすること。 詳細は現地確認によるものとする。 渡り廊下の通路幅を 1.8m程度確保すること。 雨水側溝があるため、切り回しをすること。また、渡り廊下間と既存校舎間の雨水についても勾配を確認し適切に処理すること。 片持ち屋根の樋は VU とする。側溝に適切に接続し放流すること。 片持ち屋根の柱はグラウンド側にもってこること。 既存校舎とグラウンド間の出入りができるようにすること。(箇所数：2、通路幅 2.0m以上) 詳細は落札後、本市との協議によるものとする。
渡り廊下 2 (既存スロープ部)	既存スロープ部については、雨が入ってこないよう D=5000 以上の片持ち屋根をもってこること。 既存スロープ以降仮設校舎間の床仕様は、土間コンクリート仕上げ t=100 (ワイヤーメッシュ 6Φ200×200) とし木製仕様は不可とする。 仕様は片持ち屋根とし、リース品及び木製の渡り廊下は不可とする。 また、階段部分に柱が来ることが想定される。その場合は、既存校舎の基礎等に注意して設計・施工すること。 設置時：タイル張り部分等をはつた範囲は、現状復旧して引き渡すこと。 解体時：片持ち屋根及び基礎撤去後、はつた範囲は現状復旧すること。 詳細は現地確認によるものとする。

内部仕上げ	床	平屋 防湿シート+デッキプレート：EZ50 t=1.6 又は、防湿コンクリート t=100(ワイヤーメッシュ 6φ200×200)を行うものとする 床パネル：床板) 針葉樹合板 t=12、根太) 40×30@300 *上記、下地土間コンクリートの場合も同様とする。 下地：ラワン合板 t=4mm、長尺塩ビシート t=2
	壁	各全ての教室 ・内壁下地：石膏ボード t=12.5 ビニルクロス貼り 巾木：ソフト巾木 H60 程度 *防火上主要な間仕切り壁は石膏ボード 12.5+9.5 とする。
	天井	軽鉄下地 断熱材：グラスウール t=100 (24K 品) (※断熱材は小屋裏のみとする) 化粧石膏ボード t=9.5
	内部階段	なし
	カーテン	外部(窓)及び教室内側(出入口と窓)に防災素材のカーテンを設置するものとする。
外部仕上げ	外壁	・サンドイッチパネル t=40 以上 (外側カラーガルバリウム鋼板 t=0.35、芯材：硬質ポリウレタンフォーム、内側カラーガルバリウム鋼板 t=0.35) 同等以上とすること。 新品指定とする。
	屋根	二重折板：ガルバリウム鋼板 t=0.6 H=88 以上 断熱材：グラスウール t=100 (10K 品) 裏面：ウレタンペフ t=4 室内環境の確保のため、二重折板とする。
	雨樋	軒樋：塩ビ製 (折板用 120 型) 堅樋：(カラーVU75φ、60φ)、堅樋保護管：VP90φ (GLより1.8mまで) 既設雨水経路に接続
	建具	外部建具(窓)：アルミ製学校用強化ガラス 外部窓サッシについては、強化透明 4mm+中空層 8mm+強化透明 4mm以上とする。 耐風圧 (S-3)、気密性 (A-4)、水密性 (W-3) 以上とする。 上記性能を示す性能評価書を提出すること。 内部建具：アルミ製学校用強化ガラスとする。一部型板とする。 新品指定とする。 内部サッシを新品指定とし、各教室やトイレ等の出入口のサッシについてはフラットレールを採用しサッシ枠が浮き出ないようにすること。

(2) 建築一般

項 目	内 容
第三者委託	仮設校舎の設置工事施工に際して、工事の一部を第三者に直接委任し、または請け負わせようとする場合は、極力、東広島市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注すること。
工事期間・作業時間	工事は月曜日から土曜日で行い、原則日曜日は休工とする。 作業時間は原則 9:00~17:00 とする。 詳細については、契約締結後発注者と協議する。
危険防止柵	建築中は安全管理・防音対策のため、周囲に囲いを設置すること（地上部 H=1,800mm 以上）。 * プラフェンスやカラーコーンは不可とする。 設置範囲は、賃借人との協議による。
撤去物	車止め
移設物	仮設校舎建設位置は、ブランコ及びジャングルジムが干渉する。本市の指定する箇所に基礎を設けた上で移設すること。詳細は落札後、受注者と本市にて協議によるものとする。また、仮設校舎解体後は元の場所に現状復旧すること。
仮設用水・電力	隣接する既設校舎の設備より引き込むことにより使用すること。
仮設便所	設置工事期間中は、既設校舎の便所は使用できないため、仮設便所を設置すること。
採光	法令の基準によるものとし、必要に応じて窓を設けること。
室内環境衛生検査	引渡しまでに次の事項について検査を行うこと。 ・対象化学物質（6物質）：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ・検査箇所：普通教室 2ヶ所 ・検査方法：文部科学省「学校環境衛生の基準」に基づく検査方法とする。
発生材の処理	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に適合する処理とする。 産業廃棄物の処分は、関係法令を遵守して適切に処分すること。
仮設校舎、渡廊下撤去時（解体時）	解体後は現状復旧するものとする。 仮設校舎部分については、アスファルト舗装及び駐車ライン、車止めを設置して復旧すると共に、渡り廊下部分はインターロッキングに適切に復旧すること。 詳細は現地確認によるものとする。

(3) 電気・機械設備

※ 電気設備（照明用スイッチ、コンセント類等）、機械設備の機器等の設置位置の決定は、賃借人との協議による。

項 目		内 容
電 気 設 備	電力供給	必要に応じ仮設キューピクルの設置及び電力会社との調整を行うこと。キューピクルを設置する際は、50KVA以上のトランス容量を満たすこと。設置する場合は屋上に増設とする。 配線経路については、道路上空を跨いでの電気引き込みは不可とする。また、建物屋上を伝っての引き込みは不可とする。 詳細は現地確認によるものとする。
	照明	部屋、トイレ、玄関及び玄関ホール等の各所に必要数設置すること。 照明器具は、LEDとする。 照度については、JIS基準及び設計基準に準拠するものとするが、概ねの設計照度は次のとおりとする。 ・普通教室：500 lx以上(平均照度)
	コンセント	普通教室に2口コンセント4箇所を設置すること。
	放送設備	既存校舎と仮設校舎の放送は連動するようにすること。
	消防設備	消火器、誘導標識、自火報設備等、消防法に適合する消防設備を設けること。
	自火報警報盤	自火報設備は既存校舎にある警報盤と連動するようにすること。
	LAN関係	各普通教室にLANが利用できるようにすること。 各教室に2か所を設けること。
	Wi-Fi	普通教室の天井にWi-Fi用の配線を仕込むこと。 本体は、本市にて設置するため不要とする。
機 械 設 備	構内電話	構内電話を設置し職員室と連動できるようにすること。また、外部からの電話を職員室から経由して普通教室からも電話できるようにすること。
	空調設備	各部屋に対し、冷暖房効率に配慮した、必要馬力数の冷暖房空調機を適宜設置すること。 6教室に天吊型3馬力2台ずつ設置すること。 また、新品指定とする。 尚、室外機については西側に設置し、児童が指を挟まないようにすること。

換気扇	法令に適合したものとする。
雨水排水	建設予定地周囲にある既存側溝は撤去し、仮設校舎東側及び西側に側溝 W300 以上を設け、グレーチングを設け適切に雨水処理を行うこと。 詳細は現地確認を行うこと。
給水関係設備	給水の引き込みについて、必要に応じ切り回しを行うこと。 冬季の凍結に配慮した仕様とすること。 床下や天井、室内配管は保温材を巻くこと。 必要に応じて水道局と調整・手続き等を行うこと。
汚水排水	詳細は現地確認を行ったうえで、汚水桝に適切に放流すること。 建物周囲には汚水桝が無い為、ポンプアップ槽を設けるなどして敷地内にある汚水桝に適切に接続すること。 現地を詳細に確認すること。
衛生器具	手洗い・小便器については、自動水栓とする。 大便器については、暖房便座とする。 手洗いはマーブルカウンターとすること。

(4) 備品

各部屋・箇所に対し、以下のものを設置すること。

設置場所	品名	内容	数量
普通教室	黒板	W3600*H1200 各教室 1 台	6 台
	時間割黒板	W1500*H1200 各教室 1 台	6 台
	掲示板	W3600*H1200 各教室 1 台	6 台
	生徒用ロッカー	15 人用 各教室 3 台	18 台
	掃除用具ロッカー	各教室 1 台	6 台
	壁掛け時計（電波時計）	各教室 1 台（時間が狂う場合は別途協議）	6 台
	防災カーテン（レール共）	設置箇所については、平面図を確認すること。	1 式
全教室	室名札	トイレを含める	9 か所
男子トイレ	掃除用具ロッカー	W455*D515*H1790	1 台
	手洗い	面台を設け、前面に鏡を設けること。 新品とし、LIXIL:L-2094CL/BW1 と同等とすること。 自動水洗とすること。 各ブースに紙巻器を設置すること。	1 式

	衛生器具	配管等含む小便器や大便器を新品とすること。 小便器は自動洗浄とし、大便器は暖房便座付きとする。	1 式
女子トイレ	掃除用具ロッカー	W455*D515*H1790	1 台
	手洗い	面台及び前面に鏡を設けること。 新品とし、LIXIL:L-2094CL/BW1 と同等とすること。 自動水栓とすること。 各ブースに紙巻器を設置すること。	1 式
	衛生器具	配管等含む大便器を新品とすること。 大便器は暖房便座機能付きとする。	1 式
多目的便所	手洗い	自動水栓とする。	1 式
	衛生器具	ウォシュレット式	1 式
玄関	下駄箱	240 人以上 (6 クラス*上・下足を別にできること)	1 式
	傘立て	240 人分収納可能であること	1 式
廊下	手洗い	面台を設け、前面に鏡を設けること W1,800×D600×H850 程度 (蛇口を各 3 つ設けること) 新品とし、LIXIL : S-1SN180A5B と同等以上とすること。	4 台

1 1 問い合わせ先 (発注担当課)

東広島市教育委員会 学校教育部 教育総務課 施設安全係

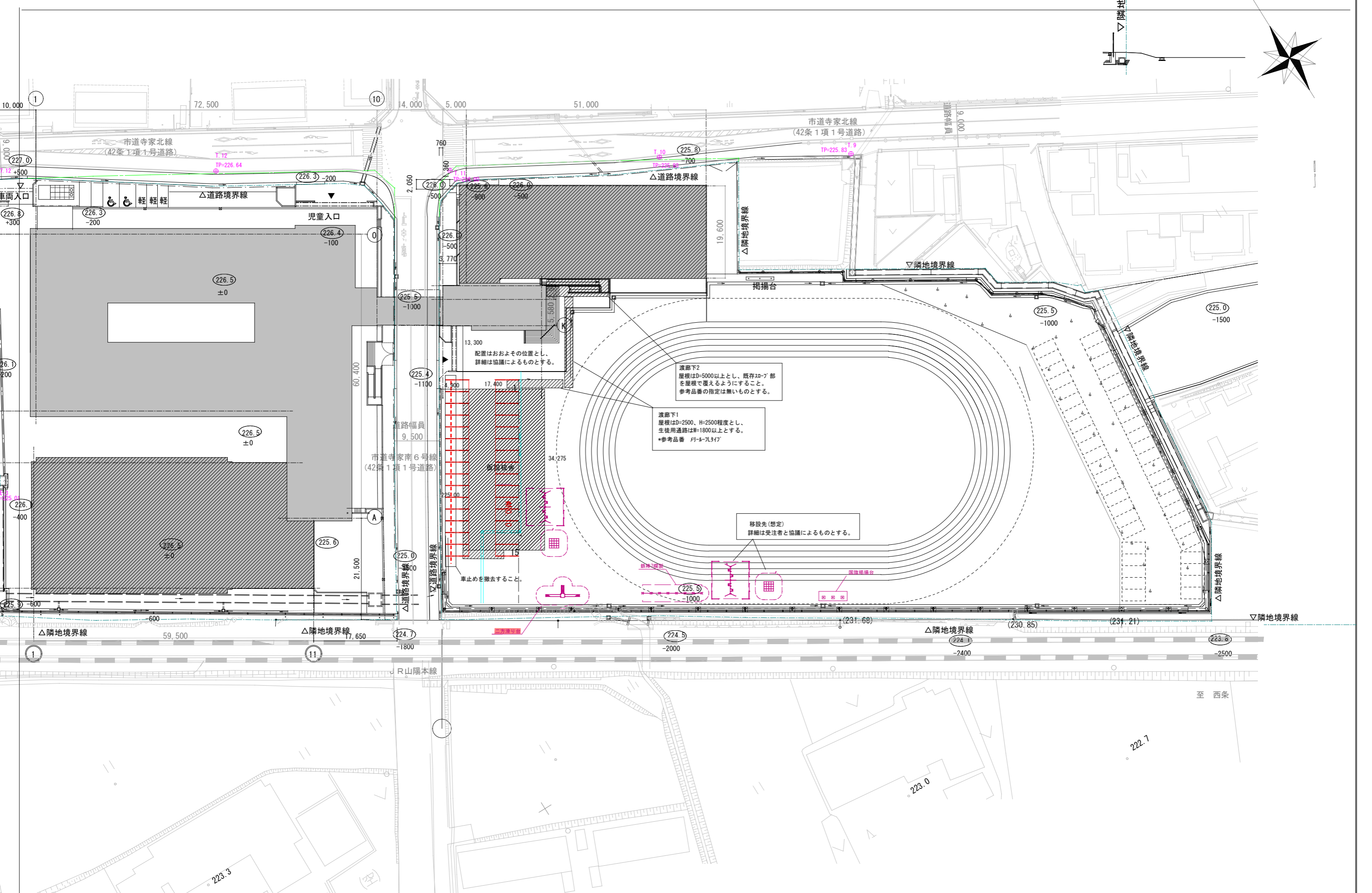
電 話 (082) 420-0974 (直通)

ファックス (082) 423-7551

支払区分			支出割合	金額
第1回	令和4年度	初回支払分	61.4%	※円
第2回	令和5年度	第1期/4月～7月分	1.62%	※円
第3回	〃	第2期/8月～11月分	1.62%	※円
第4回	〃	第3期/12月～3月分	1.62%	※円
第5回	令和6年度	第1期/4月～7月分	1.62%	※円
第6回	〃	第2期/8月～11月分	1.62%	※円
第7回	〃	第3期/12月～3月分	1.62%	※円
第8回	令和7年度	第1期/4月～7月分	1.62%	※円
第9回	〃	第2期/8月～11月分	1.62%	※円
第10回	〃	第3期/12月～3月分	1.62%	※円
第11回	令和8年度	第1期/4月～7月分	1.62%	※円
第12回	〃	第2期/8月～11月分	1.62%	※円
第13回	〃	第3期/12月～3月分	1.62%	※円
第14回	令和9年度	第1期/4月～7月分	1.62%	※円
第15回	〃	第2期/8月～11月分	1.62%	※円
第16回	〃	第3期/12月～3月分	1.62%	※円
第17回	令和10年度	最終支払分	14.3%	※円

※消費税に係る課税業者にあつては、各支払区分あたりの支払金額は、入札金額に各支出割合を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に100分の110を乗じた額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

※消費税に係る免税業者にあつては、各支払区分あたりの支払金額は、契約金額に各支出割合を乗じた額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）



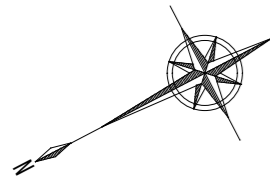
東広島市役所

東広島市立龍王小学校仮設校舎賃貸借

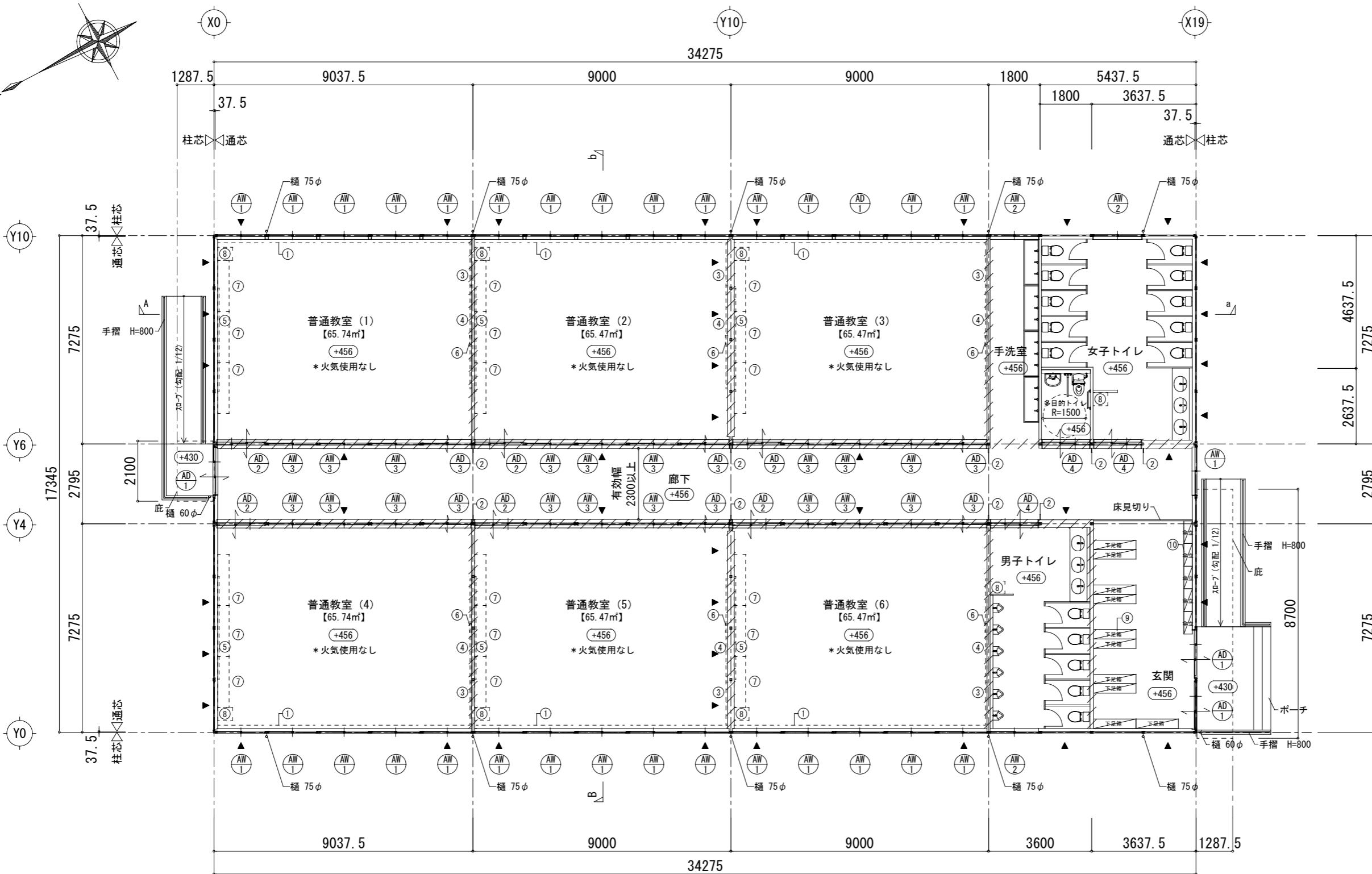
承認
配置図

縮尺
1/500

図面 No.
建築
龍王・



屋根勾配
1/72 1/90



平面図 S=1/150
 ※ ▼ : 壁ブレース位置を示す。
 ※ ○ : 設計GLからの高さを示す。
 ※ 防火上主要な間仕切壁を示す (小屋裏まで)

①	防災カーテン (レールS共)
②	室名札
③	時間割黒板 (W=1500, H=1200)
④	黒板無地 (W=3600, H=1200)
⑤	掲示板 (W=3600, H=1200)
⑥	電波時計
⑦	生徒用ロッカー (15人用)
⑧	掃除用ロッカー
⑨	下足箱 (24人用)
⑩	傘立 (W=790, D=300)

この図面は、敷地状況、法令規制事項、構造計算などにより変更となることがあります。

参考図

訂正事項	年月日	担当	東広島市役所	照査	担当					工事名称	東広島市立龍王小学校仮設校舎賃貸借	受領印		
										図面名称	平面図	縮尺	S=1/150 (A3)	年月日
										作成年月日	依頼番号	図面番号	A-02	

